

第3次弟子屈町立学校における
「働き方改革」行動計画
(アクション・プラン)

令和6年10月
(令和8年4月一部改訂)
弟子屈町教育委員会

目 次

I はじめに	P, 3～4
II これまでの取組の成果と課題	P, 4～7
(1) 現アクション・プランに係る取組の実施	
(2) 学校における I C T 環境の整備	
(3) 部活動の地域移行	
(4) 北海道の学校における働き方改革手引「Road」	
(5) 教育職員に係る時間外在校等時間(超過時間)の状況	
(6) 取組の総括	
III アクション・プラン(第3次)の基本的な方針	P, 7～11
(1) アクション・プランの性格	
(2) 取組の方向性	
(3) 教育委員会及び学校の役割	
(4) アクション・プランの目標及び期間	
(5) 推進体制と取組の検証・改善	
(6) 保護者や地域住民等への理解促進	
(7) 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進	
(8) S D G s の推進	
IV アクション・プランの具体的な取組	
Action 1 校務の効率化と役割分担の推進	P, 12～13
(1) I C T の活用による校務効率化の推進	
(2) 保護者・地域等との連携協働	
(3) 専門スタッフ等の配置促進	
(4) 徴収・管理業務の負担軽減	
Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減	P, 13～15
(1) 部活動休養日等の完全実施	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
(3) 大会等に係る負担の軽減	
(4) 部活動の地域展開	
Action 3 学校運営体制の見直しなどによる改善	P, 15～18
(1) 教頭の業務縮減	
(2) 学校行事の精選・重点化	
(3) 適切な教育課程の編成・実施	
(4) 適正な勤務時間の管理等	

（５）「チーム学校」としての取組の推進	
（６）若手教員への支援	
（７）学校の組織運営に関する見直し	
Action 4 意識の変容を促す取組	P, 19～21
（１）働き方改革の意識を高める取組の推進	
（２）ワークライフバランスを意識した働き方の推進	
（３）働き方改革に関する研修の実施	
（４）これまでの取組の着実な推進	
Action 5 学校サポート体制の充実	P, 21～22
（１）メンタルヘルス対策の推進等	
（２）トラブル等に直面した際のサポート体制の構築	
（３）調査業務等の見直し	
（４）研修・会議の精選・見直し	
（５）学校が作成する計画等の見直し	
（６）教諭等及び事務職員などの標準職務の明確化等	
（７）勤務時間外における電話対応の見直しの促進	
V 教育職員の在校等時間の上限について	P, 23～25
（１）業務を行う時間の上限	
（２）町教委が行う措置	
学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項	P, 25～26

I はじめに

3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化に加え、地球規模で進む気候変動やDXの進展など、社会が加速度的に変化し、予測困難な時代が到来しつつあると言われている。一方では、深刻さを増す少子化や人口減少が学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしている。

このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要がある。

そのための学びの中心となるのが「令和の日本型学校教育」であり、その実現に向け、直接の担い手となる教員には、探究心を持って、自律的に新しい知識や技能を学び続け、子ども一人一人の学びを最大限に引き出していく役割がこれまで以上に求められている。

一方、依然として長時間勤務の教員が多いという勤務実態に加え、全国的に教員不足が課題となるなど、学校を巡っては憂慮すべき状況も顕在化しており、教職の魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっている。

学校における働き方改革により教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであり、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、これまで以上に実効性のある取組を進めていく必要がある。

こうした中、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育職員のサービスを監督する教育委員会に対して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務づけられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられた。

弟子屈町教育委員会においては、平成30年11月に『弟子屈町立学校における「働き方改革」行動計画（アクション・プラン）』を策定し、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組等を進めてきた。こうした取組の成果は見られるものの、教員の負担軽減が可能な業務の見直し・簡素化が十分に進んでいないといった課題がある。

そのため、これまでの取組を継承しつつ、このプランにより、弟子屈町立学校の教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら学校教育の質を高め、児童生徒に対する指導の一層の充実を進めていく。

今後においても、学校・家庭・地域・行政が密接に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に努める。

Ⅱ これまでの取組の成果と課題

弟子屈町教育委員会（以下「町教委」という。）では、平成30年(2018年)11月に、「弟子屈町立学校における『働き方改革』行動計画（アクション・プラン）」を、令和3年(2021年)4月には、令和5年度(2023年度)までを取組期間とする「第2次弟子屈町立学校における『働き方改革』行動計画（アクション・プラン）」（以下「現アクション・プラン」という。）を策定し、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきた。その主な取組の成果と課題は次のとおりである。

(1) 現アクション・プランに係る取組の実施

現アクション・プランでは、学校閉庁日や部活動休養日の設定、1か月単位の変形労働時間制の活用等を指標に掲げ、その実施率が100%となるよう各学校の取組を推進してきた。その結果、各指標とも改善が見られ、これらの取組の一定の定着が図られている。

(2) 学校におけるICT環境の整備

国の「GIGAスクール構想」により、学校における高速大容量のネットワーク環境整備の推進と、子ども一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すことが示され、さらに、令和2年(2020年)2月以降における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急時においても、ICTの活用により子どもたちの学びを保障する環境の実現を目的として、「1人1台端末」の計画が前倒しされるなど、学校におけるICT環境の整備が進み、個別最適な学びや協働的な学びの充実が図られるとともに、遠隔授業やオンライン学習の実施など、ICTを活用した教育活動が広がり、学びのスタイルが大きく変化した。

こうした中、校務を効率化し、事務作業時間の削減を図るため、ICTを積極的に活用し、自動的かつ継続的なデータ取得や情報共有の即時化、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業の実施など、業務等の一層の改善が求められている。

国では、令和5年(2023年)3月の「GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」の提言に基づき校務のデジタル化を推進しており、こうした国の動向を踏まえながら、校務の効率化や教育データの利活用に取り組む必要がある。

(3) 部活動の地域移行

部活動の地域移行は、生徒の望ましい成長のために、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動について地域での持続可能を目指すものであり、この取組は、学校における働き方改革の推進にもつながるものである。

町教委においては、国のガイドライン及び「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」を参考にし、部活動の地域移行に向けた推進計画である「弟子屈町部活動の地域移行に関する推進計画」を令和5年(2023年)3月に策定した。

(4) 北海道の学校における働き方改革の手引「Road」

道教委では、働き方改革推進事業の指定校を「推進校」として、また、学校力向上に関する総合実践事業の中核校及び指定校のうち、管内1校を「推進校に準ずる学校」として、働き方改革の手引「Road」(以下「Road」という。)を活用しながら学校の実情や地域の特性に応じた実践研究を進めてきた。「Road」は、働き方改革を推進するための考え方、取組を推進する8段階のプロセス、推進校での実践事例、業務の見直しの観点、学校で取組を進める際に活用できるワークシートや職員意識アンケートの参考例、取組の進捗状況を管理するチェックリストを提示するなど、各学校で主体的に取り組める内容となっている。

各教育局の「働き方改革推進チーム」の指導・助言や主幹(働き方改革)のサポートなどの下で、「Road」を積極的に活用しながら取組を進めており、こうした取組により、推進校における時間外在校等時間は減少している。

(5) 教育職員に係る時間外在校等時間(超過時間)の状況

労働安全衛生法の改正により、勤務時間の管理が明確化されたこと等を踏まえ、校長や服務監督権者である教育委員会に求められる責務として、各学校においては勤務時間の把握・計測が行われている。

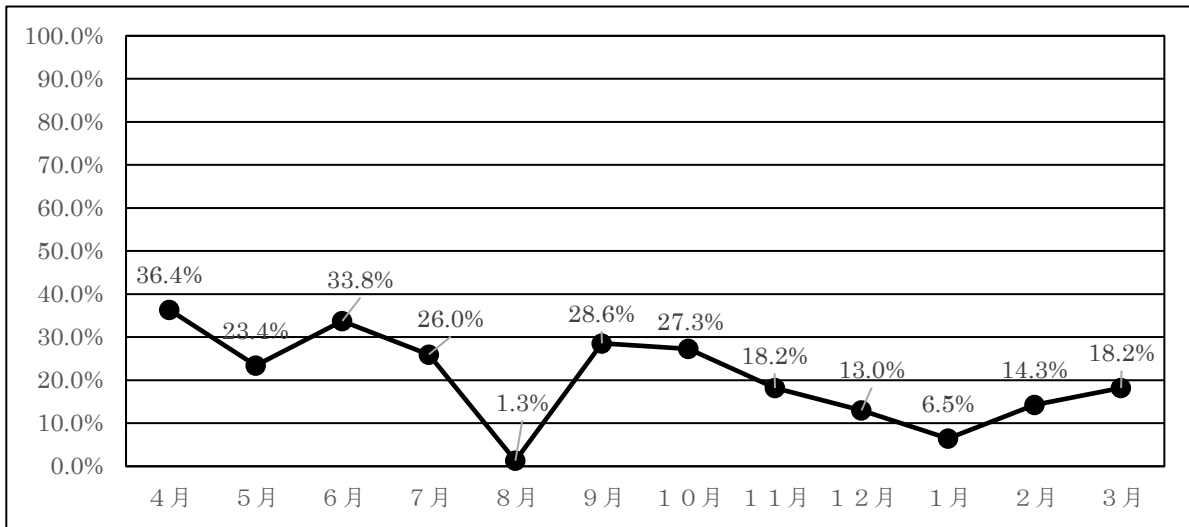
町教委では、現アクション・プランの目標として、教育職員の時間外在校等時間の目標を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内としているが、一定の改善は見られるものの、目標の達成には至っていない状況である。

町教委においては、それぞれの実情を踏まえて、実行可能な取組から実施し、検証を行いながら、成果を着実に積み重ねていく必要がある。

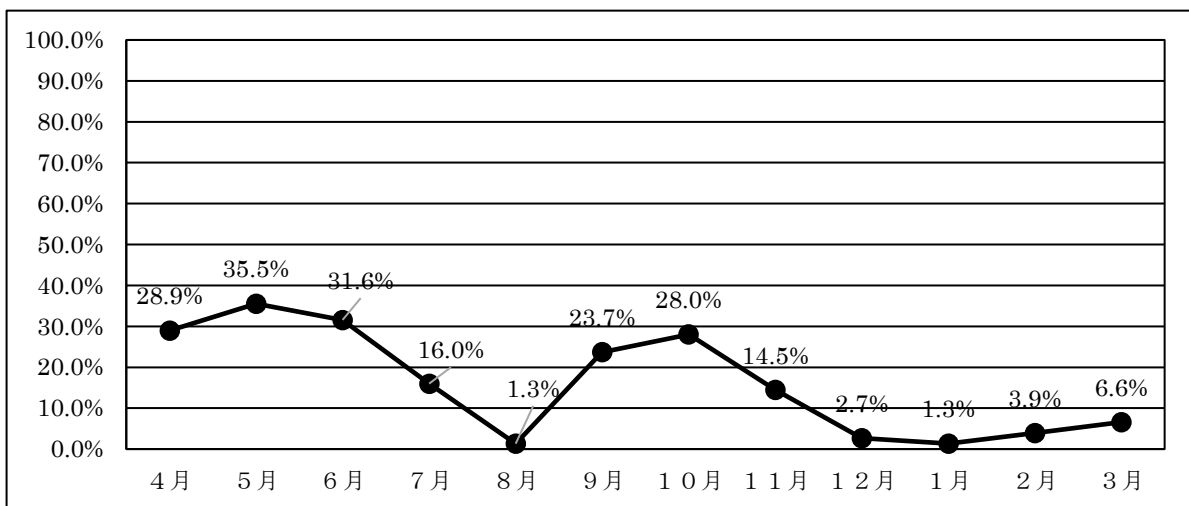
【令和4年度と令和5年度の比較】

(時間外在校等時間が45時間超過の教育職員の割合)

時間外在校等時間が月45時間超過の教育職員の割合【令和4年度】



時間外在校等時間が月45時間超過の教育職員の割合【令和5年度】



(6) 取組の総括

時間外在校等時間の結果から、働き方改革の取組が着実に定着している様子がうかがえる一方で、教員の時間外在校等時間の状況には一定の改善が見られるものの、依然として長時間勤務の教員が多い状況となっている。

その背景には、これまでの取組が必ずしも教員一人一人の意識や働き方の変容に結び付いておらず、学校以外が担うべき業務や教員が担う必要のない業務に係る役割分担、教員の負担軽減が可能な業務の見直し・簡素化が十分に進んでいないといった課題があるものと考えられる。

そのため、現アクション・プランが終了する令和5年度(2023年度)以降においても、これまでの取組を継承しつつ、更なる改善・充実を図り、町教委と各学校とが緊密に連携しながら、継続的かつ計画的に、実効性のある取組を進めていく必要がある。

Ⅲ アクション・プラン（第3期）の基本的な方針

学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」である。

町教委ではこれまで、現アクション・プランに基づき学校における働き方改革を進めてきたが、依然として目標の達成には至っていない状況であり、働き方改革の理念を実現するため、現アクション・プラン策定以降の教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、これまでの取組の成果や課題を踏まえた新たなアクション・プラン（以下「アクション・プラン」という。）を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していく。

(1) アクション・プランの性格

本プランは、改正後の給特法第8条第1項に定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、「公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）に即して定め、同法第8条第3項に基づき総合教育会議に報告するものである。

併せて、国指針第2章第1節（1）に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、北海道が定めた「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」（以下「給特条例」という。）第8条及び、「弟子屈町立学校管理規則」第11条の2に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

また、本プランは、町内の全ての学校が働き方改革を進めるため、町教委が策定し、弟子屈町立学校の働き方を進めるためのものである。

本プランについては、今後の国及び北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行う。

(2) 取組の方向性

これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行する。

「学校における働き方改革」は、学校はもとより、北海道、町、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

(3) 教育委員会及び学校の役割

ア 教育委員会の役割

- ・教育委員会は、「北海道アクション・プラン（第3期）」を踏まえ、弟子屈町立学校における働き方改革を進めるための計画等や、所管する学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定める。
- ・教育委員会は、弟子屈町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、学校等の取組を行うための支援を行う。
- ・教育委員会は、時間外勤務縮減に係る各学校の取組について適切に把握するとともに、その進行管理や指導助言に努める。

イ 学校の役割

- ・校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、働き方改革推進に向けた取組を、関係機関と連携しながら主体的に推進する。

「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人ひとりの意識改革を促進する。

(4) アクション・プランの目標及び期間

本プランに掲げる取組を着実に進めるため、次のとおり目標、取組期間を設定する。

【取組期間】

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とする。

【目標】

教育職員の「時間外在校等時間」を、1 か月で4 5 時間以内、1 年間で3 6 0 時間以内とする。

（1 年単位の変形労働時間制を適用する場合は、それぞれ4 2 時間以内、3 2 0 時間以内）

※ 全ての教職員の時間外在校時間等時間が上記目標の範囲内となることを目指して取組み、国指針で目標としている「令和 11 年度までに、教職員の1 か月当たりの時間外在校等時間の平均 30 時間程度」の実現を図る。

【目指す姿】

教員一人一人が、「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進

【重視する視点】

「改革を『自分事』に」

- ・ワークライフバランスを意識した働き方を追求し、教職員のウェルビーイングの向上と、子どもたちの学びの伸長

「『自走』するチーム」

- ・未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して、学び合い、支え合うチームを構築

「地域との『協働』」

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域・保護者・教職員の参画と熟議でバランスある分担を実現

【重点的に実施する取組】

- ① I C T の活用による校務効率化の推進
- ② 保護者・地域等との連携協働
- ③ 部活動休養日等の完全実施
- ④ 教頭の業務縮減
- ⑤ 働き方改革の意識を高める取組の推進
- ⑥ メンタルヘルス対策の推進等

この目標を達成するため、町教委は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努める。

また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施する。

(5) 推進体制と取組の検証・改善

ア 推進体制

町教委は、校長会及び教頭会と連携し、本プランの取組について推進を図る。

イ 取組の検証・改善等

町教委は、毎年度、進捗状況を把握し、校長会及び教頭会との議論を通して取組を検証し、検証結果並びに国及び北海道の働き方改革の動向を踏まえた新たな取組の追加や、効果がみられない取組の見直しなど、取組の改善を行う。

(6) 保護者や地域住民等への理解促進

教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながる。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携・協働しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠である。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者や地域住民等の理解を深めるなど、社会全体で認識を共有することが必要である。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるなどするとともに、町教委においても、各校に設置されている学校運営協議会や弟子屈町PTA連合会と連携するなどしながら、学校における働き方改革について、保護者や地域住民等との積極的なコミュニケーションの下で共通認識を図るなど、普及啓発に努める。

(7) 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進

町教委及び学校は、国指針で改めて示された「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で廃止することや、学校内あるいは、学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各主体それぞれが関係機関等とも連携しながら、地域や保護者の理解の促進に努める。

業務の適正化の推進にあたっては、「3分類」に基づく19項目の業務アクション・プランの具体的な取組も参考に、町教委、学校のそれぞれが役割を果たしながら、取組を進める。

【学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求時の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧I C T機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(8) S D G s の推進

道では、平成30年(2018年)12月に「北海道SDGs推進ビジョン」を策定し、当該ビジョンに沿って、多様な主体と連携・協働しながら、本道全体でSDGsの推進を図ることとしている。

アクション・プランはSDGsのうち、主に以下の目標達成に資することを踏まえ、SDGsの理念との整合に留意して、施策を推進する。

- ・ すべての人に健康と福祉を (目標3)
- ・ 質の高い教育をみんなに (目標4)
- ・ 働きがいも経済成長も (目標8)
- ・ 住み続けられるまちづくりを (目標11)
- ・ パートナリーシップで目標を達成しよう (目標17)



Ⅳ アクション・プランの具体的な取組

町教委は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。

弟子屈町立学校は、実情を踏まえた上で、優先順位を決めて、次の取組を行う。

Action 1 校務の効率化と役割分担の推進

(1) ICTの活用による校務効率化の推進

《教育委員会》

- ・ 道教委の取組を参考に、公務の効率化を図るとともに、GIGAスクール構想や学校DXを推進する。
- ・ 統合型校務支援システムの導入を検討するとともに、職員の異動により校務のICT環境の変化による業務負担が生じないように努める。

《学校》

- ・ 会議資料のペーパーレス化やスケジュール管理のオンライン化、学校と保護者間の連絡手段を原則としたデジタル化など校務処理の負担軽減を進める。

(2) 保護者・地域等との連携協働

《教育委員会》

- ・ 保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう情報提供を行う。
- ・ 学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の推進を図る。
- ・ 学校における働き方改革を含む教員を取り巻く環境整備について積極的に総合教育会議の議題とするなど、首長部局と教育委員会が一体となって学校における働き方改革の実効性を高める取組を推進する。

《学校》

- ・ 学校の取組などについて幅広く保護者や地域に対して情報発信するなど、情報の共有に努めるとともに、学校の働き方改革の取組の進捗状況等について、学校便りやホームページで公表するなど、その効果を可視化して保護者や地域に周知する。

- ・学校運営協議会などにおいて、働き方改革を積極的に議題として取り扱うなど、適切にコミュニケーションを図りながら、信頼関係を構築し、適切な役割分担を進める。

〔事例〕

- ・地域の企業が探究学習におけるコーディネーター役として運営に参画し、地域人材との調整を担当
- ・保護者や地域住民が図書ボランティアとして図書室の整理や読書活動を実施
- ・学校運営協議会において地域人材マップを作成し、スキー学習、水泳学習、キャリア教育等の講師などを確保
- ・コーディネーターが学校からの要望を取りまとめ、ボランティアとのマッチング、連携・調整を担当
- ・保護者や地域人材にボランティア登録してもらい、学校行事の準備、図工や体育の授業準備など、学校が必要とする協力を依頼

(3) 専門スタッフ等の配置促進

《教育委員会》

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ、部活動指導員や特別支援教育支援員等の支援スタッフの配置を進める。

(4) 徴収・管理業務の負担軽減

《学校》

- ・徴収等の業務を教員が担っている場合には、事務職員が一括して管理すること、口座振替等の活用など、教員が関与することがない仕組みを構築するなどの取組を進める。

Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

《教育委員会》

- ・「弟子屈町立学校における部活動の方針」に基づき、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。

○方針（概要）

① 部活動休養日の実施

- ・学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こと。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努める。

② 部活動の活動時間

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度とする。

※上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取り扱いの詳細については、「弟子屈町立学校における部活動の方針」による。

《学校》

- ・方針を踏まえ、校長は各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

《教育委員会》

- ・方針を踏まえ、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、必要に応じて学校に活動指導員を配置し、その効果的な活用を促す。
- ・教員の部活動への関与について、法令や国指針を踏まえて定めた教育委員会規則等に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

《学校》

- ・学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数とする。
- ・特定の教員に部活動指導業務が集中することがないように、複数顧問の配置などにより、負担の平準化や軽減を図る。
- ・部活動の指導、引率等を行う部活動指導員や専門的な技術指導を行う外部指導者を活用するほか、関係機関等との積極的な連携により、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減を図る。

(3) 大会等に係る負担の軽減

《教育委員会》

- ・学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等

に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合や簡素化等を主催者や競技団体等に要請する。

《学校》

- ・部活動休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

(4) 部活動の地域展開

《教育委員会》

- ・「北海道部活動の地域展開に関する推進計画」により、原則として、計画期間内（令和8年度～令和13年度）に、公立中学校等の休日の全ての部活動において地域展開の実現を目指す。
- ・「弟子屈町部活動地域移行検討協議会」を開催し、部活動の地域移行化に向けた取組を推進する。

《学校》

- ・生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に関して、道教委及び町教委の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

Action 3 学校運営体制の見直しなどによる改善

(1) 教頭の業務縮減

《教育委員会》

- ・学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進める。

- ① 学校への調査について、必要性和手法の妥当性を検討するとともに、廃止を含め、調査業務の見直しや簡素化などの取組を不断に進める。
- ② 学校に関する業務について、校長会や教頭会等との意見交換などで把握した要望などを踏まえ、縮小や簡素化を検討する。

- ・教頭の職を担う人材の確保と職務遂行能力の向上を図るため、校長会と連携しながら、職の魅力向上に向けた取組を実施する中で、業務負担の軽減対策についても検討を進める。

《学校》

- ・校長は、組織的な学校運営を行うにあたり、業務内容や業務分担の見直しを進め、教頭の業務負担も考慮しながら校内体制を整備する。
- ・管理職員と一般職員との日頃からの対話を通じて、学校運営への参画意識を醸成するとともに、教頭の業務の分散化を図る。

参考事例

- ・定例の管理職員の打合せや職員会議前の打合せを廃止。
- ・学年主任、教務部長等のミドルリーダーが機能する学校組織体制を整備し、組織的な経営参画を図る。
- ・受信メール等の印刷やデータ処理、職員の休暇処理、電子キーの管理など、事務職員との役割分担の見直し。
- ・管内で文書のデータを保存するルールを統一化し、異動後においても教頭間の引継ぎや検索を容易とする。
- ・管内で横の連携をつくり、お互いの働き方について情報共有や改善につなげる。

(2) 学校行事の精選・重点化

《教育委員会》

- ・学校行事の準備等が教員の過度な負担とならないよう、改めて働き方改革の必要性和意義を保護者や地域に発信するとともに、学校の取組に必要な支援を行う。

《学校》

- ・それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図る。
- ・学校行事においては、地域との連携が多く組み込まれている場合があることから、改めて働き方改革の必要性和意義を保護者や地域へ発信するとともに、学校運営協議会等を通じて共通理解を図る。
- ・カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含める。
- ・学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、準備の簡素化、省力化等を進める。

(3) 適切な教育課程の編成・実施

《教育委員会》

- ・標準授業時数を大きく上回った（小・中学校等は年間 1,086 単位時間以上）教育課程を編成・実施することがないよう指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導・助言を行う。

《学校》

- ・各年度の教育課程編成において、余剰時数は必要最小限とし、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画にするなど、適切にマネジメントする。
- ・授業時数や行事、行事準備の時間を適正に計画するとともに、年間を見通した計画の下、授業準備、事務処理などの時間を確保するよう工夫する。

(4) 適正な勤務時間の管理等

《教育委員会》

- ・各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、労働基準法等の規定に基づき職員が適正な時間に休憩時間を確保するよう指導・助言を行う。
- ・各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りや休憩時間の設定を適正に行うよう指導・助言を行う。
- ・学校の実情を踏まえ、教員が担当する授業や校務の状況などに応じて個別に勤務時間を設定する「シフト制」の活用を検討する。

《学校》

- ・校長は、職員の勤務時間を考慮した上で、児童生徒等の登下校時刻や部活動、諸会議等について、適切に時間設定する。
- ・校長は、休憩時間には職員会議を開催しないなど、職員が勤務時間の途中で休憩時間を適切に確保することができるよう取り組む。

(5) 「チーム学校」としての取組の推進

《学校》

- ・「Road」を引き続き活用し、改革を推進する「コアチーム」を設置する際には、学年を重視したチーム編成に限らず、学年間を超えたコミュニケーションが可能となるよう、各分掌のリーダーを加えるなど、学校組織全体としてのチーム編成に配慮する。
- ・コアチームが中心となり、職員を対象にアンケートや客観的なデータをまとめ、働き方改革における自校の課題を全職員で共有するとともに、話し合いの場を設け、職員間のコミュニケーションを図る。
- ・明らかになった課題の改善に向けて改革を進めるに当たり、長期的な計画だけでなく、小さな変化や成果を実感できるように短期間ですぐに取り掛かれる目標を設定するなど、働き方改革の機運を高める。
- ・校長はコアチームと連携し、自校の働き方改革の進捗状況をチェックリストにより把握し、分析するとともに、フィードバックにより学校教育目標を実現するために、経営方針の中に位置付けた働き方改革を見直し、短期・中期的改革に取り組む。

(6) 若手教員への支援

《学校》

- ・若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援する。

(7) 学校の組織運営に関する見直し

《教育委員会》

- ・学校に組織体制の見直しを促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。

《学校》

- ・設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を図る。

(1) 働き方改革の意識を高める取組の推進

《教育委員会》

- ・これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進める。
- ・学校訪問の際に、働き方改革を進める上でPDCAサイクルを機能させることの重要性を繰り返し指導する。

《学校》

- ・校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確に位置付け、業績評価に係る目標設定にあたっては、働き方改革のマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減する時間や年次有給休暇の取得日数など、具体的な目標を設定する。
- ・校長は在校等時間の計測・記録の結果を踏まえ、業務の平準化・効率化を検討するほか、ストレスチェックを活用し、「働きやすさ」や「働きがい」の意識の変化を把握するなど、学校の実情や職員個々の実態を踏まえた効果的な働き方改革を進める。
- ・管理職員は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する理解を促すとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、職員の働き方に対する意識の醸成を図る。特に、継続して上限時間を超える職員には当該職員の業務全体を把握し、業務の見直しや優先順位等を指示するほか、他の職員による支援や業務の担当者変更等を検討するなど適切な勤務時間となるよう取り組むとともに、面談を行い、個別の改善計画を作成することなどにより働き方への意識付けを促す。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

《学校》

- ・学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、学校運営体制の見直しなどによる業務の効率化に合わせて、次の取組を進める。

① 月2回以上の定時退勤日の実施

② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施

③ 15日以上の年次有給休暇の取得促進

- ・保護者の理解を得た上で、1週間のうち平日1日は、児童生徒の一斉下校時刻を設定したり、部活動休養日と併せた定時退勤日を設定するなど、定時退勤の徹底を図る。

- ・管理職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進める。
- ・管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動する。
- ・管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとする。

(3) 働き方改革に関する研修の実施

《教育委員会》

- ・町などの地区単位で実施する研修等の機会に、働き方改革に関する研修を計画する。

《学校》

- ・業務の改善・見直しなど、働き方改革に関する校内研修を計画する。

(4) これまでの取組の着実な推進

ア 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

《町教委・学校》

- ・心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、教職員が休養を取りやすい環境を整備する。

イ 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

《町教委・学校》

- ・「出退勤管理システム」を活用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録する。なお、校外において職務に従事している時間については、出張に係る復命書や部活動の引率業務に係る活動記録等など、できる限り客観的な方法により把握・記録するよう努める。また、町教委は教育職員の在校等時間等を適宜、公表する。
- ・校長会議等において、各学校の勤務状況のデータを共有することなどにより、自校の状況の客観的な把握や意識の共有を促す。

《学校》

- ・校長は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進めるとともに、在校等時間が長時間となっている職員への面談を行い、ストレスチェックなども活用

し、適切な指導を行う。

Action 5 学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進等

《教育委員会》

- ・労働安全衛生管理体制の適切な整備やストレスチェックの実施を図るなど、所管する学校の職員のメンタルヘルス対策を推進する。

《学校》

- ・校長は、職員の適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき衛生管理者や衛生推進者を選任するなど、労働安全衛生管理体制を確立するとともに、過重労働となる職員がいる場合は産業医等に報告する。
- ・校長は、時間外在校等時間等が一定時間を超えた職員に対し、産業医等による面接指導を実施する。
- ・校長は、ストレスチェックを活用し、学校の実情や職員個々の実態を踏まえ、職員のメンタルヘルス対策に取り組む。

(2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

《教育委員会》

- ・学校のみでは解決が難しい課題への対応を支援するため、スクールロイヤーの活用を含め、学校運営を支援する体制を整備する。
- ・学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、警察や福祉部局との連携体制の確立など、関係部局との連携・協力体制を強化する。

(3) 調査業務等の見直し

《教育委員会》

- ・各種調査や事業、事務手続などについては、状況の変化なども踏まえ、その必要性や手法の妥当性の観点からの精選を引き続き行うとともに、学校現場の意見を的確に捉えながら、さらなる見直し、簡素化を進める。
- ・調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することがないように配慮する。
- ・国や各種団体等から発出される文書を精査し、学校で共有する必要がないものは学校に送付しないなど、文書関連業務の縮減を図る。

- ・各種通達や通知などの情報を一元管理し、学校が必要な情報を閲覧できるよう、学校からアクセス可能なクラウド上の共有サービスの活用などを検討する。

(4) 研修・会議の精選・見直し

《教育委員会》

- ・教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国の通知等を踏まえながら精選を検討する。
- ・情報の伝達や共有を主な目的とした会議については、オンラインでの開催を徹底する。

(5) 学校が作成する計画等の見直し

《教育委員会》

- ・各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。
- ・学校単位で作成する計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成するよう指導・助言を行う。
- ・各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。
- ・学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、PDCAによる一連のマネジメント・サイクルを備えた計画等のサンプル（ひな形）を提示する。

(6) 教諭等及び事務職員などの標準職務の明確化等

《教育委員会》

- ・事務職員の主体的な学校運営への参画、学校事務の一層の効率化や充実が図られるよう、地域や学校の実情に応じて、学校事務の共同実施を検討する。

(7) 勤務時間外における電話対応の見直しの促進

《教育委員会》

- ・学校と連携し、緊急時の連絡方法を確保するとともに、保護者や地域住民に対し、改めて働き方改革の必要性和意義を発信し、学校への勤務時間外の電話連絡等を控えるよう理解・協力を得る取組を推進する。

V 教育職員の在校等時間の上限について

弟子屈町立学校の教育職員にあつては、給特条例第7条第2項に掲げる業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務及び同条例第7条第1号各号に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務。）を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

このような状況を踏まえ、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関して次のとおり定める。

各学校は、教育職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、業務を行う時間の上限の範囲内とする。

（１）業務を行う時間の上限

① 「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握するために、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間を当該教育職員の「在校等時間」とする。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ウについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として道教委が外形的に把握する時間

イ 道教委等が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

エ 休憩時間

② 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特条例第7条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。

以下同じ。)を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間の時間を除いた時間の1か月の合計時間(以下「1か月時間外在校等時間」をいう。)45時間

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間の時間を除いた時間の1年間の合計時間(以下「1年間時間外在校等時間」をいう。)360時間

③ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

ア 1か月時間外在校等時間100時間未満

イ 1年間時間外在校等時間720時間

ウ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数6月

エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間80時間

(2) 町教委が行う措置

町教委は、教職員の在校時間計測結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。

町教委は、教職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意する。

ア 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。

ウ 健康診断の結果について、校長と情報共有し、改善が必要な場合には適切に対処する。

エ 年次有給休暇は、まとまった日数を連続して取得することを含めて、その取得を促進する。

オ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教職員に産業医等による保健指導を受けさせる。

町教委は、各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組について、校長と協議し適切に対処する。特に、教職員の在校等時間が上限時間

の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや計画に定める目標に定める目標を達成することのみを目的化し、休息时间並びに週休日・休日を含めて実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。

なお、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることは、法令に違反するものであり信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得る。

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。

仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態を適切に把握するとともに、その解消に向けた取組を進めるものとする。

町教委及び校長は、過重労働による健康障害を防ぐため、学校医による面接指導を適切に実施し、職員の健康管理の向上に努めなければならない。

【用語解説】

① 教育職員

- ・ 給特条例第2条第2項に定める公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

② 在校等時間

- ・ 教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間をいう。

- ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間
- イ 在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽さんの時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくものとする。）
- エ 休憩時間

③ 所定の勤務時間

- ・ 給特条例第7条第1項各号に掲げる日（祝日法による休日、年末年始の休日及び開校記念日（代休日が指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間をいう。

④ 時間外在校等時間

- ・ ②「在校等時間」から③「所定の勤務時間」を減じた時間をいう。